

# (仮称) 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例等の制定 (素案)

## 1 制定の背景

指定居宅介護支援等の運営基準等については、介護保険法の規定により、厚生労働省令を基準として都道府県条例で定めることとされていますが、平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において介護保険法が一部改正され、平成30年4月1日から市町村条例で定めることとなります。

これを受け、本市においても、指定居宅介護支援等の運営基準等を定める条例及び同条例施行規則の制定作業を進めています。

## 2 制定する条例等

(仮称) 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例

(仮称) 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例施行規則

## 3 制定する条例等の内容

### (1) 基準の分類

厚生労働省令で定められている基準は、市町村条例で基準を定めるにあたり、「基準に従い定める」ものと「基準を参酌する」ものの2種類に分類されます。

本市が定める条例・規則では、「基準に従い定める」ものは省令のとおりとし、「基準を参酌する」もののうち、一部の規定項目は本市独自基準を盛り込みます。

主な規定項目	類型	独自基準
申請者適格	従う	
趣旨及び基本方針	参酌	
人員に関する基準 従業者の員数 管理者	従う 従う	
運営に関する基準 内容及び手続の説明及び同意 提供拒否の禁止 サービス提供困難時の対応 受給資格等の確認 要介護認定の申請に係る援助 身分を証する書類の携行 利用料等の受領 保険給付の請求のための証明書の交付 指定居宅介護支援の基本取扱方針	従う 従う 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌 参酌	

主な規定項目	類型	独自基準
指定居宅介護支援の具体的取扱方針のうち次の項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅訪問によるアセスメント</li> <li>・ サービス担当者会議の開催</li> <li>・ 居宅サービス計画原案の説明及び同意</li> <li>・ 居宅サービス計画の交付</li> <li>・ 居宅訪問によるモニタリング及び記録</li> <li>・ 居宅サービス計画の変更に係る準用</li> <li>・ 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護が必要な理由の記載</li> <li>・ 指定介護予防支援の委託業務量の勘案</li> </ul>	従う	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針のうち上記以外の項目	参酌	
法定代理受領サービスに係る報告	参酌	
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	参酌	
利用者に関する市町村への通知	参酌	
管理者の責務	参酌	
<u>運営規程</u>	参酌	あり
勤務体制の確保	参酌	
設備及び備品等	参酌	
従業者の健康管理	参酌	
掲示	参酌	
秘密保持	従う	
広告	参酌	
介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	参酌	
苦情処理	参酌	
事故発生時の対応	従う	
会計の区分	参酌	
<u>記録の整備</u>	参酌	あり

(2) 本市独自基準の内容

「運営規程」と「記録の整備」に関する規定については、これまでの事業者への指導等を踏まえ、本市の独自基準を盛り込みます。

なお、独自基準の内容は、平成27年4月1日施行の「小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例」、「小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例施行規則」における独自基準の考え方を踏まえたものとしています。

①運営規程

運営規程における「その他運営に関する重要事項」の例示列挙

省令での規定	条例・規則案での規定
その他運営に関する重要事項	<u>事故発生時の対応、従業者の秘密保持義務、苦情及び相談の受付体制</u> その他の運営に関する重要事項

(市の考え方)

厚生労働省令では、指定居宅介護支援事業者が運営規程に「その他運営に関する重要事項」を定めることが規定されており、「その他」とは事故発生時の対応や秘密保持義務、苦情・相談の受付体制等と解釈されていますが、明文化されていません。

本市の条例・規則の制定にあたっては、解釈による運用ではなく例示列挙により明文化し、基準の具体性を高めることとします。これにより、指定居宅介護支援事業者にとっては規定内容が明確化されるとともに、利用者にとってはより安心して居宅介護支援を受けることができるようにします。

## ②記録の整備

### 文書の保存期間を2年から5年に延長

省令での規定	条例・規則案での規定
次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。

(市の考え方)

指定居宅介護支援事業者が過誤の請求に基づく介護報酬を受けとった場合、市は保険者としてこの返還を請求します。このとき市の返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますが、省令では記録の保存期間を2年間としており、市が返還を請求しようとしたときに、検証すべき記録が存在しないおそれがあります。

そのため条例・規則を制定するにあたっては、記録の保存期間を5年間と規定し、市の返還請求権の期間との整合を図るものです。

## 4 施行予定日

平成30年4月1日